

荒川における船舶の通航方法 Q&A

Q1 通航方法は、現地ではどのようにして示されるのですか？

A 現地には所定の河川標識を設置して、通航方法を表示します。例えば、自然保全区域では、「船舶等通航禁止」の標識により表示します。

なお、通航方法の範囲等の詳細については、水域図で御確認いただけますようお願いいたします。



(例) 船舶等通航禁止

Q2 この通航方法の法的位置づけや海上交通法規との関係はどうなっていますか？

A 「荒川における船舶の通航方法」は、河川法第28条及び河川法施行令第16条の2第3項の規定に基づき、河川管理者(国土交通省)が指定するものです。なお、荒川下流域を通航する船舶には、河川法等に基づく「荒川における船舶の通航方法」、並びに既存の海上交通法規である「海上衝突予防法」及び「港則法」(注:港則法は河口から葛西橋までの区間で適用になります。)が適用になります。

Q3 減速とはどのくらいのスピードをいうのでしょうか？

A 荒川下流域では、船舶の種類、大きさ、積載貨物量、船舶と河岸との位置関係、船舶の速さ等によって、航走波の大きさや速さ、方向等が変わります。このため、「荒川における船舶の通航方法」では、船舶の速度を規制するのではなく、第25条で「航走波による支障を与えないように減速しなければならない」としています。現地で航走波の状況を見ながら、通航していただく必要があります。

Q4 衝突等した場合の連絡の義務は必要ないのですか？

A 「荒川における船舶の通航方法」の第9条に基づき、衝突、沈没等の事故を起こした当事者は、河川、河川管理施設または工作物を損傷し若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の概要等を国土交通省に届け出る必要があります。また、その程度や被害に応じて、警察、消防、海上保安庁などへの連絡が必要です。

Q5 「荒川における船舶の通航方法」の策定後、どのように周知していくのですか？

A 国土交通省では「荒川における船舶の通航方法」の策定後、この通航方法が周知されるよう、現地への標識の設置、河川情報板への表示、関係者へのパンフレットの配付、必要に応じて説明会の開催等を実施します。また、この通航方法が守られるよう、定期的に水面巡視を実施します。

Q6 通航方法の監視体制はどうなっているのですか？

A 国土交通省では、「荒川における船舶の通航方法」の策定後、この通航方法が守られるよう、定期的に水面巡視します。その際、必要に応じて重点的に巡視する区域を決めて水面巡視を行います。なお、国土交通省では、通航方法への違反等に関して市民の方々から情報をいただく窓口を設置しました。また、「荒川における船舶の通航方法」に違反している場合は、国土交通省が、巡視等において指導、警告の後、改まらない場合には、刑事告発、その後、河川法施行令第60条に基づき30万円以下の罰金に処せられることとなります。

荒川の通航方法に関する通報・お問合せ窓口

☎ 0120-03-5695

【秋ヶ瀬取水堰～国道17号新大宮バイパス(笹目橋)】

国土交通省 荒川上流河川事務所 占用調整課
〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12
TEL.042-246-6358

【国道17号新大宮バイパス(笹目橋)～河口】

国土交通省 荒川下流河川事務所 管理課
〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1
TEL.03-3902-2311(代表)

荒川の通航方法は
インターネット・ホームページで見られます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

荒川通航ガイド

ルールを守って快適通航



平成17年10月

国土交通省 関東地方整備局

荒川上流河川事務所

荒川下流河川事務所

活発化する河川舟運のために、船舶の通航には新しいルールが必要です。

はじめに

荒川では、川を行き来する船舶の交通ルールである「船舶の通航方法」が全国の河川で初めて定められました。

この冊子は、みなさまに「船舶の通航方法」について知っていただくために、その内容をわかりやすく解説し、まとめたものです。「船舶の通航方法」を守り、安全航行を心がけるようお願いいたします。



河川舟運は、環境負荷・エネルギー消費の軽減、交通渋滞の緩和、災害時の緊急輸送路の確保及び河川の生活空間としての利用等の観点から、その役割が見直されてきています。

荒川における船舶の通航方法

「荒川における船舶の通航方法」とは

河川舟運を活発化するにはあたっては、船舶相互間の調整や、河川環境の調和などを行っていく必要があります。このためには、船舶が荒川を通航するにあたって守るべきルールを定めておく必要があります。この「ルール」が「船舶の通航方法」です。

(目的)

第一条 この通航方法は、一級河川荒川水系荒川及び隅田川の指定区間外の区域において、船舶等の通航に伴う河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図るため、荒川将来像計画及び荒川水系河川環境管理基本計画との整合を図りつつ、船舶等が守るべき通航方法を指定し、もって河川舟運の促進を図るとともに適正な河川管理を推進することを目的とする。

荒川における船舶の通航方法は、河川管理者である国土交通省が、河川法に基づいて定めるものです。策定にあたっては、学識経験者、沿川自治体、水面利用をされている方々、沿川地域にお住まいの方々などにご意見を伺いつつ作成しました。

なお、荒川における船舶の通航方法は、水面利用や河川環境の状況の変化等を適切に反映できるよう、適宜その内容を点検し、必要に応じて変更していきます。

附 則

この通航方法は、水面利用や河川環境の状況の変化等を適切に反映できるよう、適宜その内容を点検し、必要に応じて速やかに変更するものとする。その際、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、関係の都県、市区、水面利用者、市民等の意見を聴くものとする。

※この通航方法に違反した場合には、河川法に基づき30万円以下の罰金が科せられることもあります。
※船舶等は、この「荒川における船舶の通航方法」に加えて、既存の海上交通法規にも従う必要があります。

「荒川における船舶の通航方法」が適用される区域

適用される区域は河口～秋ヶ瀬取水堰です。

この区域を「河川舟運促進区域」といいます。

この区域内で、河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図るため、船舶等が守るべき通航方法は次のとおりです。

▶ 河川舟運促進区域で適用となる通航方法

全域で共通して適用となる通航方法が定められています。

▶ 現地の状況に合わせて設定した区域で適用となる通航方法

現地の状況に合わせて以下の5種類の「特定の区域」を設定し、それぞれ通航方法が定められています。

- 動力船通航禁止区域…………… 原則として動力船の通航を禁止し、非動力船がそれぞれの目的に応じて活動できる区域
- 自然保全区域…………… 河岸の自然環境を保全するために、船舶の通航を原則として禁止する区域
- 水上オートバイ通航方法制限区域…………… 水上オートバイの通航方法を制限する区域
- 減速区域…………… 動力船の波によって係留船舶や自然環境に支障を与えないように減速する区域
- 施設管理区域…………… 河川管理施設等の操作に支障が生じないように船舶等の通航を制限する区域

「河川舟運促進区域」で適用となる通航方法

1 用語の定義

- (一) 「船舶」とは、通航の用に供する舟（ボードセーリングを含む。）をいう。
 - (二) 「船舶等」とは、船舶及びいかだをいう。
 - (三) 「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶（機関のほか帆を用いて推進する船舶であって帆のみを用いて推進しているものを除く。）をいう。
 - (四) 「非動力船」とは、動力船以外の船舶をいう。
 - (五) 「運転不自由船」とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
 - (六) 「作業船」とは、次に掲げる操縦性能を制限する作業に従事しているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
 - (1) 通航標識等の敷設、保守又は引揚げ
 - (2) しゅんせつ、測量その他の水中作業
 - (3) 水面清掃、架橋工事等の水面上の作業
 - (七) 「特殊用務船」とは、河川管理者の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶、海上保安の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。
 - (八) 「河道」とは、河川において現に流水が存する部分をいう。
 - (九) 「汽笛信号」とは、蒸気、圧縮空気、電気等の動作によって音響を発する信号をいう。
- (第2条)

2 動力船の通航方法

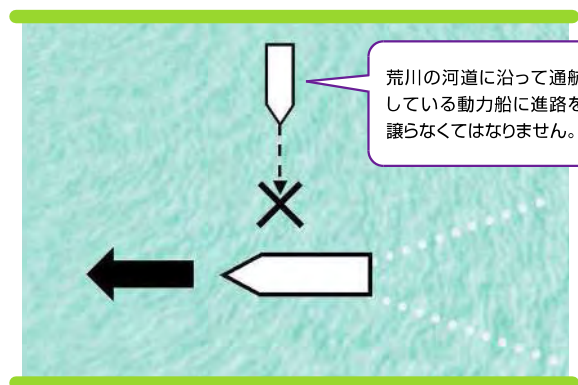
動力船は、通航又は船着場等への接岸に当たっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないよう努めなければならない。

1. 行会いその他の通航等における他の船舶等の通航への著しい支障
 2. 漁業、ボートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障
 3. 河川内の工事への支障
 4. 河岸の損傷
 5. 河川、河川管理施設又は工作物の損傷
- (第4条)

3 河道を横断する動力船の通航方法

河道を横切る動力船は、河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、河道を横切る動力船が曳航作業中である場合は、この限りでない。

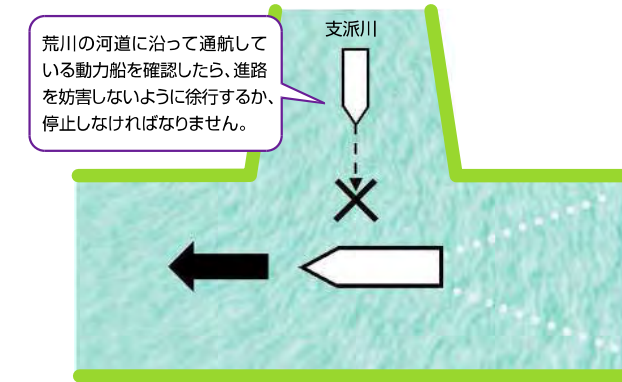
(第5条)



4 支派川を通航している動力船の通航方法

支派川を通航している動力船は、本川と支派川の河道が交差している地点においては、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、支派川を通航している動力船が曳航作業中である場合は、この限りでない。

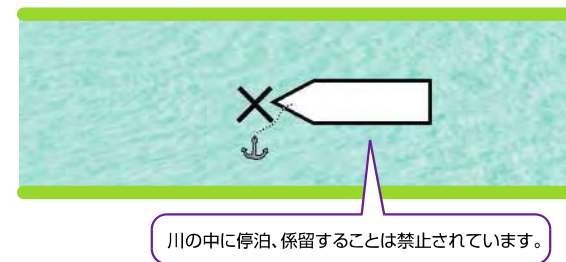
(第6条)



5 停泊等の禁止

船舶等は、みだりに停泊し又は係留してはならない。

(第7条)



6 ごみの投棄等の防止

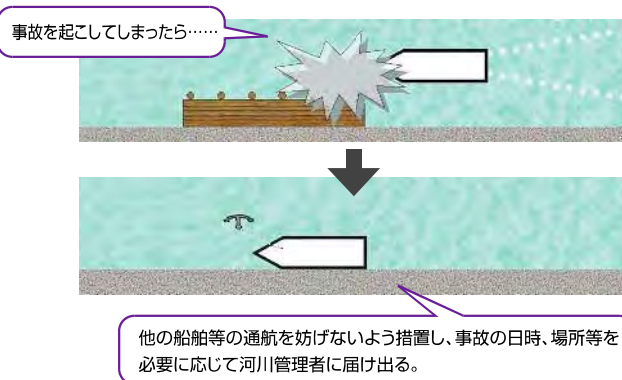
船舶等は、ごみを投棄し又は汚水・油を排出しないよう努めなければならない。

(第8条)

7 事故が発生した場合の措置

船舶等の衝突、座礁、沈没その他の事故を起こした当事者は、できる限り速やかに他の船舶等の通航を妨げないよう措置するとともに、河川、河川管理施設又は工作物を損傷し、若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の日時、場所、概要等を河川管理者に届け出なければならない。

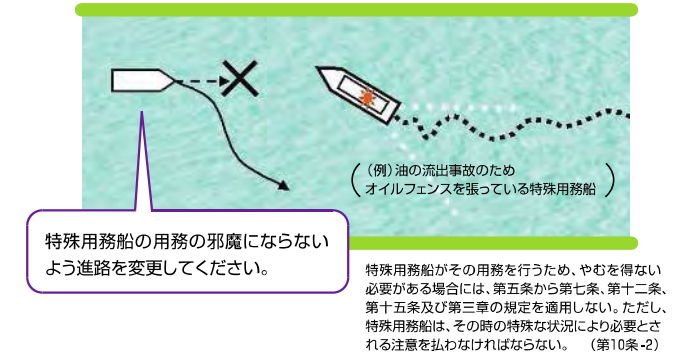
(第9条)



8 特殊用務船の特例

船舶等（特殊用務船を除く。）は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、特殊用務船の進路を妨げてはならない。

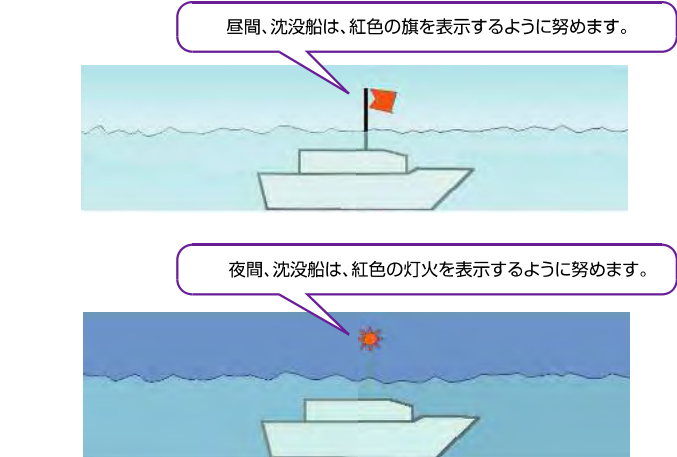
(第10条-1)



9 沈没船舶等の表示

船舶等その他物件が沈没して他の船舶等の通航に支障を及ぼすおそれがある場合には、その船舶等又はその物件の管理者は日出から日没までの間は紅色の旗を掲げ、日没から日出までの間は紅色の灯火を見えやすい場所に表示するよう努めなければならない。

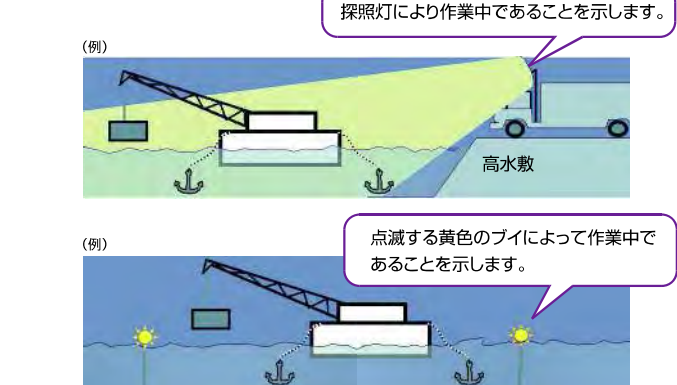
(第11条)



10 作業水域の表示

作業船は、日没から日出までの間、作業している場所を探照灯により照射する等作業中であることが認識できるようにしなければならない。

(第12条)



11 特殊用務船の灯火の表示

特殊用務船は、その用務を行っている場合には、原則として紅色の警光灯を表示する等その用務を行っていることが認識できるようにしなければならない。

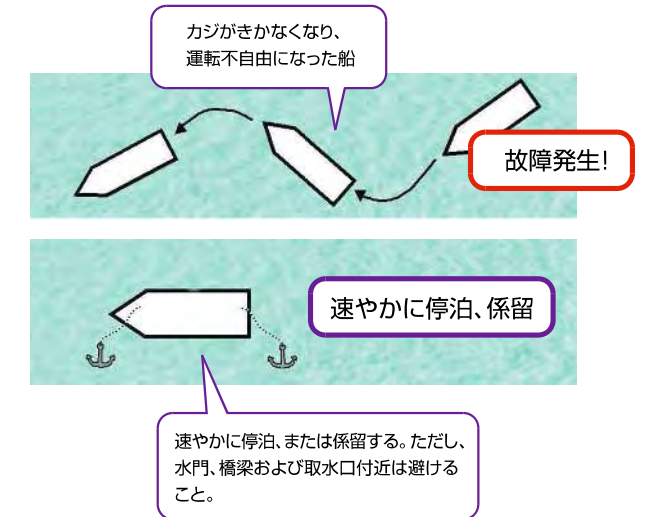
(第13条)



12 運転不自由船の措置

運転不自由船は、速やかに停泊又は係留しなければならない。この場合、水門、橋梁又は取水口付近以外の区域に停泊又は係留するよう努めなければならない。

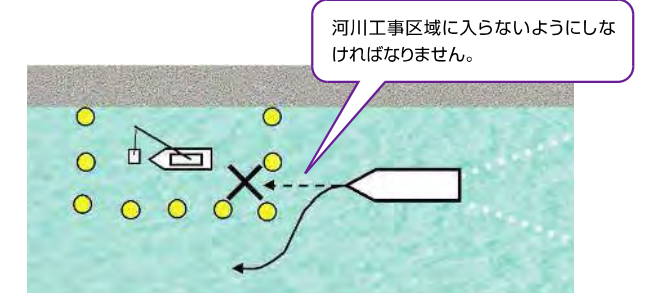
(第14条)



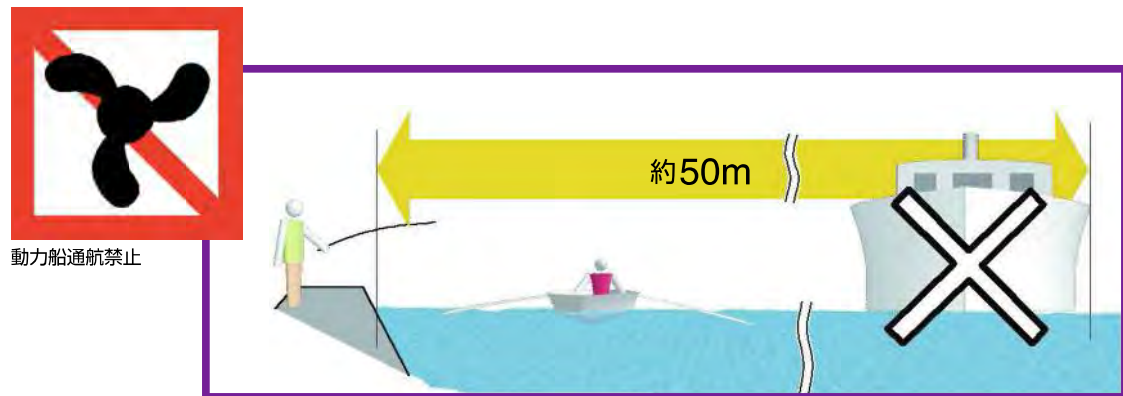
13 河川工事区域等の通航の制限

船舶等は、黄色の浮標で明示した河川内の工事の区域を通航してはならない。ただし、当該工事に係る船舶等は、この限りでない。

(第15条)



「特定の区域」で適用となる通航方法 動力船通航禁止区域



動力船通航禁止

手こぎボート（レガッタ等）が安心して通航できるように動力船通航禁止区域を設定します。原則として動力船の通航を禁止します。（第18条）

〔設定されている場所〕

- 手こぎボート（レガッタ等）の利用が多い区域 など

動力船通航禁止区域の通航方法

動力船は、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、動力船通航禁止区域を通航してはならない。ただし、漁業権の行使に係る活動及び当該活動に準じて従来適法に行われていた漁業活動に係る船舶並びにレガッタの指導に係る船舶については、この限りでない。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三（1）の標識により行うものとする。（第19条）

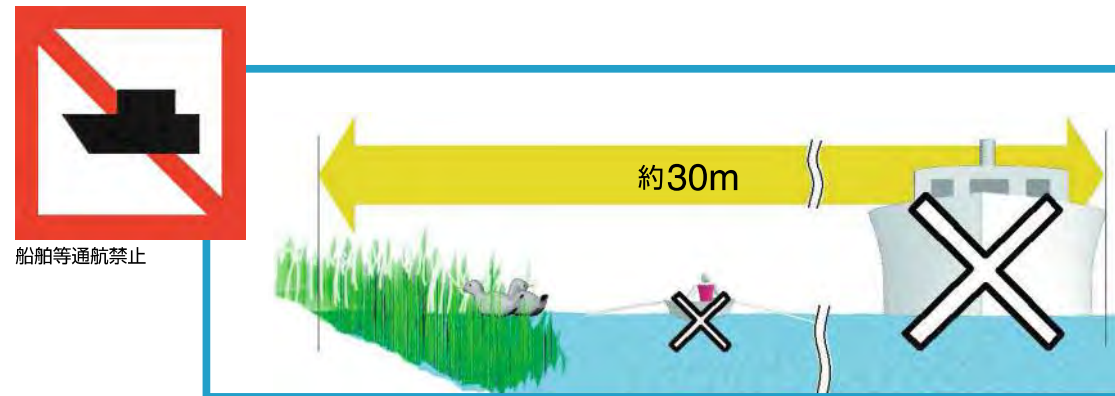


水域図参照

水域番号1……26・27p

水域番号2……25・26p

「特定の区域」で適用となる通航方法 自然保全区域



船舶等通航禁止

※水域番号3については約100m

河岸の自然環境を保全するために、自然保全区域を設定します。船舶等の通航を原則として禁止します。（第20条）

〔設定されている場所〕

- 多様な生物を育む水際植生 ●水鳥の餌場である干潟 ●多自然型護岸等整備地区 など

自然保全区域の通航方法

船舶等は、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、自然保全区域を通航してはならない。ただし、漁業権の行使に係る活動及び当該活動に準じて従来適法に行われていた漁業活動に係る船舶については、この限りでない。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三（2）の標識により行うものとする。（第21条）



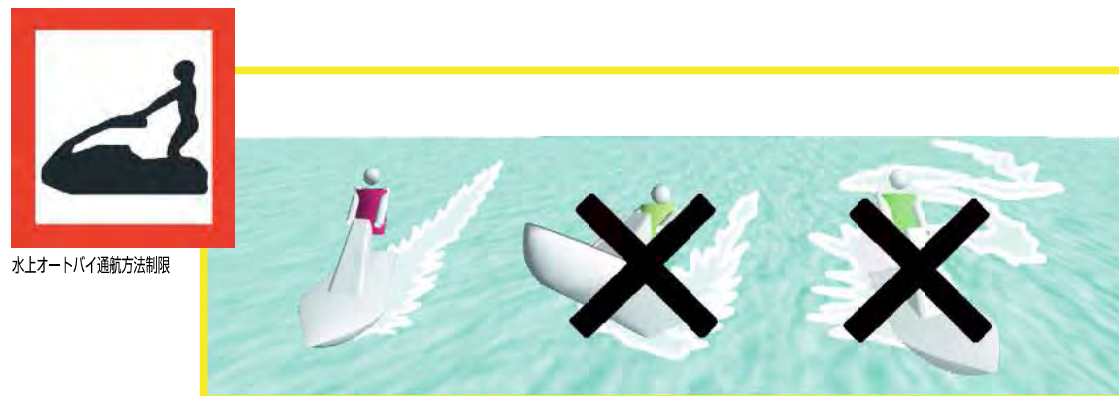
水域図参照

水域番号3……36・37p
水域番号4……35・36p
水域番号5……35・36p
水域番号6……34・35p
水域番号7……34・35p

水域番号 8 ……33・34p
水域番号 9 ……34・35p
水域番号10……32・33p
水域番号11……31・32p
水域番号12……31・32p

水域番号13……30p
水域番号14……28・29p
水域番号15……25・26・27p

「特定の区域」で適用となる通航方法 水上オートバイ通航方法制限区域



水上オートバイ通航方法制限

水面利用の状況や河道の状況を考慮して、水上オートバイ通航方法制限区域を設定します。水上オートバイの不規則な通航を禁止します。(第22条)

〔設定されている場所〕

船舶等の通航状況から見て ●川幅が狭い区域 ●支派川の合流地点等で見通しの悪い区域 など

〔通航方法〕

●水上オートバイは蛇行、急発進、回転及び船首部の持ち上げなどの不規則な通航を行ってはいけません。

水上オートバイ通航方法制限区域の通航方法

水上オートバイは、水上オートバイ通航方法制限区域において、蛇行、急発進、回転及び船首部の持ち上げ等の不規則な通航を行ってはならない。

2 前項の通航方法は、別表第一の水域番号17の水域については、原則として毎月第1日曜日及

び第3日曜日を適用除外日とし、河川管理者は、適用除外日には適用除外日である旨を当該水域に隣接する場所に掲示するものとする。

3 第1項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(3)の標識により行うものとする。(第23条)



水域図参照

水域番号16……28・29・30p 水域番号17……28・29p 水域番号18……28p 水域番号19……25・26・27p

「特定の区域」で適用となる通航方法 減速区域



引き波禁止

河岸の自然環境や係留施設等に係留している船舶に支障が生じないようにするため、減速区域を設定します。航走波による自然環境や係留されている船舶などへ支障を与えないように減速します。(第24条)

〔設定されている場所〕

●自然のヨシ原が連続している地区の前面の区域 ●多自然型護岸整備地区の前面の区域
●船舶が係留されている係留施設の前面の区域 ●船舶が停泊している船着場の前面の区域 など

〔通航方法〕

●動力船は、航走波により自然環境や係留されている船舶などに支障を与えないように減速しなければなりません。(ただし、船着場・係留施設等に関する減速区域において船舶が停泊していない場合には、減速する必要はありません。)

減速区域の通航方法

動力船は、減速区域を通航する場合には、実行に適する限り、船着場若しくは係留施設に停泊若しくは係留している船舶又は河岸の自然環境に航走波による支障を与えないように減速しなければならない。ただし、別表第一の水域番号20から39

までの水域については、その水域内の船着場又は係留施設に船舶が停泊又は係留していない場合には、この限りでない。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(4)の標識により行うものとする。(第25条)



水域図参照 (船着場、係留施設)

水域番号20……38p 水域番号27……30・31p 水域番号34……24p
水域番号21……37・38p 水域番号28……30 水域番号35……23p
水域番号22……37p 水域番号29……29 水域番号36……23p
水域番号23……35p 水域番号30……28・29p 水域番号37……22p
水域番号24……34・35p 水域番号31……28 水域番号38……22p
水域番号25……34p 水域番号32……26 水域番号39……22p
水域番号26……33p 水域番号33……25

水域図参照 (自然地)

水域番号40……34・35p
水域番号41……32p
水域番号42……31・32p
水域番号43……30・31p

「特定の区域」で適用となる通航方法 施設管理区域

河川管理施設を守るために特定の区域を設定します。

◎船舶等の通航方法を制限する箇所

中川水門 (径間が1つの水門)

河川舟運促進区域のうち、中川水門及び綾瀬水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を中川水門等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号44及び45の水域とする。(第26条)

水域番号44……35p

綾瀬水門 (径間が1つの水門)

水域番号45……33p



- 追越し禁止
- 行会い禁止
- 回転禁止
- 先に水門の施設管理区域に入った船舶の通航優先
- この施設管理区域に進入しようとするときは、長音一回の汽笛信号を行うように努めなければならない。また、当該動力船に接近する他の船舶等は、長音一回の汽笛信号等により応答するように努めなければならない。

中川水門等施設管理区域の通航方法

船舶等は、中川水門等施設管理区域を通航する場合には、追越し、行会い又は回転を行ってはならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(5)、(6)及び(7)の標識により行うものとする。
3 船舶等は、他の船舶等が既に中川水門等施設管理区域に進入しているときは、当該他の船舶等が通過し終わるまで中川水門等施設管理区域に進入してはならない。
4 動力船は中川水門等施設管理区域に進入しようとするときは、長音1回の汽笛信号その他の合図を行うように努めなければならない。この場合において、当該動力船に接近する他の船舶等は、その汽笛信号を聞いたときには、長音1回の汽笛信号その他の合図を行うことによりこれに回答するように努めなければならない。
5 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(8)の標識により行うものとする。(第27条)

隅田水門 (径間が1つの水門)

河川舟運促進区域のうち、隅田水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を隅田水門施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号46の水域とする。(第28条)

水域番号46……33p



- 追越し禁止
- 行会い禁止
- 回転禁止
- この施設管理区域に進入しようとするときは、長音一回の汽笛信号を行うように努めなければならない。また、当該動力船に接近する他の船舶等は、長音一回の汽笛信号等により応答するように努めなければならない。

隅田水門施設管理区域の通航方法

船舶等は、隅田水門施設管理区域を通航する場合には、追越し、行会い又は回転を行ってはならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(5)、(6)及び(7)の標識により行うものとする。
3 動力船は、隅田水門施設管理区域に進入しようとするときは、長音1回の汽笛信号その他の合図を行うように努めなければならない。この場合において、当該動力船に接近する他の船舶等は、その汽笛信号を聞いたときには、長音1回の汽笛信号その他の合図を行うことによりこれに回答するように努めなければならない。
4 前項の規定を現地において表示する場合は、別表第三(8)の標識により行うものとする。(第29条)

芝川水門 (径間が2つの水門)

河川舟運促進区域のうち、芝川水門、三領水門及び笹目水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を芝川水門等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号47から49までの水域とする。(第30条)

水域番号47……29p

三領水門 (径間が2つの水門)

水域番号48……27p

笹目水門 (径間が2つの水門)

水域番号49……25p



- 進行方向の右端の径間の通航
- 追越し禁止
- 回転禁止

芝川水門等施設管理区域の通航方法

船舶等は、芝川水門等施設管理区域を通航する場合には、進行方向に沿って右端の径間を通航しなければならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(9)及び(10)の標識により行うものとする。
3 船舶等は、芝川水門等施設管理区域を通航する場合には、追越し又は回転を行ってはならない。
4 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(5)及び(7)の標識により行うものとする。(第31条)

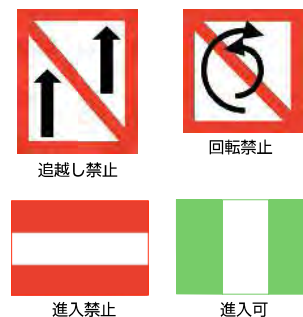
河川管理施設を守るために特定の区域を設定します。

◎船舶等の通航方法を制限する箇所

新岩淵水門 (径間が3つの水門)

河川舟運促進区域のうち、新岩淵水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を新岩淵水門施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号50の水域とする。(第32条)

水域番号50……29p



- 荒川から隅田川へ進行する場合は中央の径間を通航
- 隅田川から荒川へ進行する場合は右端の径間を通航
- 追越し禁止
- 回転禁止

新岩淵水門施設管理区域の通航方法

船舶等は、新岩淵水門施設管理区域を通航する場合には、荒川から進行するときは中央の径間を通航し、隅田川から進行するときは右端の径間を通航しなければならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(9)及び(10)の標識により行うものとする。
3 船舶等は、新岩淵水門施設管理区域を通航する場合には、追越し又は回転を行ってはならない。
4 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(5)及び(7)の標識により行うものとする。(第33条)

◎船舶等の通航を禁止する箇所

すべての樋管

河川舟運促進区域のうち、小名木川排水機場樋管等の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を小名木川排水機場樋管等施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号51から66までの水域とする。(第36条)

水域番号51……37p 水域番号58……29p
水域番号52……35p 水域番号59……29p
水域番号53……33p 水域番号60……28・29p
水域番号54……33p 水域番号61……27p
水域番号55……32p 水域番号62……25p
水域番号56……32p 水域番号66……22p
水域番号57……30・31p

荒川第一調節池排水門

水域番号63……24・25p

朝霞水門

水域番号64……23p

さくら草水門

水域番号65……22p



- 船舶等の通航を禁止

小名木川排水機場樋管等施設管理区域の通航方法

船舶等は、小名木川排水機場樋管等施設管理区域を通航してはならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(9)の標識により行うものとする。(第37条)

◎動力船の通航を禁止する箇所

秋ヶ瀬取水堰

河川舟運促進区域のうち、秋ヶ瀬取水堰の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を秋ヶ瀬取水堰施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号67及び68の水域とする。(第38条)

水域番号67……22p
水域番号68……22p



- 動力船の通航を禁止
- ただし、水域番号67では、漁業関係の船舶は通航可

秋ヶ瀬取水堰施設管理区域の通航方法

動力船は、秋ヶ瀬取水堰施設管理区域を通航してはならない。
2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(1)の標識により行うものとする。
3 第1項の規定にかかわらず、別表第一の水域番号67の水域については、漁業権の行使に係る活動及び当該活動に準じて従来適法に行われていた漁業活動に係る船舶は通航できるものとする。(第39条)

「特定の区域」で適用となる通航方法 施設管理区域

◎船舶等の通航方法を制限する箇所

荒川ロックゲート

(径間が1つの開門)

河川舟運促進区域のうち、荒川ロックゲートの管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航を制限する区域を荒川ロックゲート施設管理区域とし、その区域は別表第一の水域番号50-2の水域とする。(第34条)

水域番号50-2……37p



追越し禁止



行会い・追越し禁止



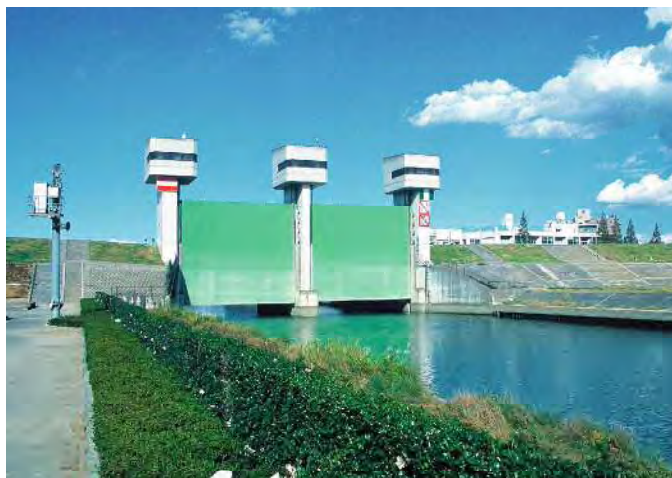
回転禁止



汽笛



水上オートバイ禁止



- 追越し禁止
- 行会い・追越し禁止
- 回転禁止
- 水上オートバイ禁止

● この施設管理区域に進入しようとするときは、長音一回の汽笛信号を行うように努めなければならない。また、当該動力船に接近する他の船舶等は、長音一回の汽笛信号等により応答するように努めなければならない。

荒川ロックゲート施設管理区域の通航方法

船舶等は、荒川ロックゲート施設管理区域を通航する場合には、追越し、行会い又は回転を行ってはならない。

2 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表第三(5)、(6)及び(7)の標識により行うものとする。

3 動力船は、荒川ロックゲート施設管理区域に進入しようとするときは、長音1回の汽笛信号その他の合図を行うように努めなければならない、この場合において、当該動力船に接近する他の船舶等は、その他の合図を行うことによりこれに応答するように努めなければならない。

4 前項の規定を現地において表示する場合は、別表第三(8)の標識により行うものとする。(第35条)

